

令和4年6月6日

備前市議会議長 守井秀龍 殿

請願者 備前市木谷152-1
市民連合@和気・備前懇談会
世話人 梶藤澄男
紹介議員 中西裕康

請 願 書

1 請願の要旨

インボイス制度導入の中止を求める意見書提出を求める請願

2 請願の趣旨

2023年10月1日から実施される消費税のインボイス制度は、ビジネスの新規参入を阻み市場を硬直化させ多様な働き方を否定する制度で、免税事業者、課税事業者双方にとっても事務や税負担の増加など多大な悪影響を日本経済に与えます。インボイス税制の導入の中止を求めます。

インボイス制度導入の狙いは、消費税の仕組みを厳しくし、免税事業者をなくして課税を強化することです。この制度の最大の問題は、消費税の仕入税額控除のため、仕入先や経費の支払先に対し、課税事業者となることを選択され、インボイスの発行を義務付けることです。

これまで消費税を申告していなかったフリーランスや生命保険・損害保険の外交員、赤帽の運転手、ウーバーイーツの配達員、ヤクルトレディー、ホステスの方など多くの免税事業者が課税事業者への選択を迫られます。

みなし仕入率によって仕入税額控除を計算する簡易課税制度は、これまでの請求書等によいとされているため、インボイス制度とは矛盾します。したがって、簡易課税は将来的には廃止されることも予想されます。

2月末時点でのインボイス発行事業者登録数は28万3,632件で、消費税課税事業者数315万者の9.0%です。政府が新たに課税業者になると見込む免税業者161万者を加えてもその割合は6.0%にすぎません。

このまま2023年10月に予定どおり実施されれば影響は深刻です。政府は、インボイス制度で消費税率を引き上げなくても2,480億円の増収になると試算し、161万者の免税業者が新たに課税業者になり、1業者当たり15万4,000円の負担増になると見込んでいます。(2019年2月26日、衆院財金委員会)

消費税導入直後の1989年7月の参院選では、消費税廃止法案が参院で可決されました(衆院では否決)。消費税の減免がコロナ禍で多くの国で実施されており、わが国でもその要求が高まっているところです。

消費税は、赤字であっても売上が少ない駆け出しの人も払わなくてはならない過酷な税金です。「民間同士で消費税を押し付け合う制度」と言われるインボイス制度は、特に「多様な働き方で小さな商売をする人」に大きな負担を強いるのが特徴です。

3 請願事項

中小零細な事業者や個人の免税業者に過酷な納税を迫るインボイス制度の中止を求める決議を地方自治法第99条の規定により国及び関係機関に提出することを請願します。